

光化学オキシダント（光化学スモッグ）に係る 緊急時対策実施要領

この要領は、「光化学オキシダント（光化学スモッグ）に係る緊急時対策基本要綱」（以下「要綱」という。）の円滑な実施を図るため必要な事項を定めるものとする。

（発令等の地域）

- 1 緊急時の発令等の対象地域は、北九州市を除く福岡県全域とする。

（基準測定点）

- 2 知事及び関係市長が、光化学オキシダントに係る大気汚染状況を常時監視している測定局を基準測定点とする。

（注意報、警報、重大警報の発令）

- 3 知事は、一つの基準測定点の光化学オキシダント濃度が「要綱」別表に定める注意報等の発令基準に達した場合であって、かつ、気象条件及び当該基準測定点の存する市町村の区域内における他の基準測定点の測定値または当該基準測定点に隣接する他の基準観測点の測定値等から見て当該市町村の区域または当該市町村及びその周辺市町村の大気汚染の状態が継続すると認められるとき、それぞれの発令を行うものとする。

（解除）

- 4 緊急時の解除は、「要綱」別表に定める解除基準による。

（情報の提供）

- 5 知事は、注意報等の発令に備え当該地域の基準測定点における光化学オキシダント濃度について、次のとおり情報の提供を行うものとする。
 - （1）基準測定点における光化学オキシダント濃度が、基準測定点の測定値及び気象条件等から「要綱」別表に定める注意報等の発令基準に達すると認められる場合の別紙連絡系統図による関係機関、主要ばい煙排出者及び揮発性有機化合物（以下「VOC」とする。）排出者への情報の提供。
 - （2）前（1）の情報の提供後、注意報等の発令基準に達しないと認められるに至った場合の関係市町村長、関係機関、主要ばい煙排出者及びVOC排出者への（1）に準じた通知。

（主要ばい煙排出者及びVOC排出者の協力）

- 6 知事は、注意報等の発令時におけるばい煙及びVOC排出（使用）量の削減について実効をあげるため、「要綱」別表に掲げる主要ばい煙排出者（原則として総排出ガス量（湿り最大）が毎時4万N^m以上の工場・事業場とする。）及びVOC排出者（原則として大気汚染防止法第17条の10に規定する揮発性有機化合物排出者、ただし貯蔵タンクのみを設置している者を除く）に対し、発生要因等を総合的に勘案し必要に応じて次の事項について協力等を求めることができる。
 - （1）注意報等の発令時における削減計画届出書を知事あて別紙様式1により提出すること。

- (2) 注意報等の発令に係る情報の提供があった場合は、削減計画に基づく措置の準備を行うこと。
- (3) 注意報等の発令があった場合は、削減計画に基づき措置を講じること。
- (4) 注意報等の発令時に講じた措置内容について、削減実施報告書を知事あて別紙様式2により速やかに報告すること。

(発令及び解除の周知)

- 7 注意報等の発令及び解除の周知は、別紙連絡系統図により行うものとする。

(被害状況調査)

- 8 知事及び関係市町村長は、住民から光化学オキシダントによる被害の届出があった場合は、別紙様式3に示す受付票により受理し、関係市町村長にあっては、知事に報告するものとする。

(協力体制)

- 9 関係市町村長は、必要に応じ知事と協議の上「要綱」の運用に関する細目等を作成し、「要綱」の円滑な運用について協力するものとする。

(その他)

- 10 知事及び北九州市長は、光化学オキシダント緊急時対策の実効をあげるため、相互に協力するものとする。
- 11 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、昭和59年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年7月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年5月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年12月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月16日から施行する。

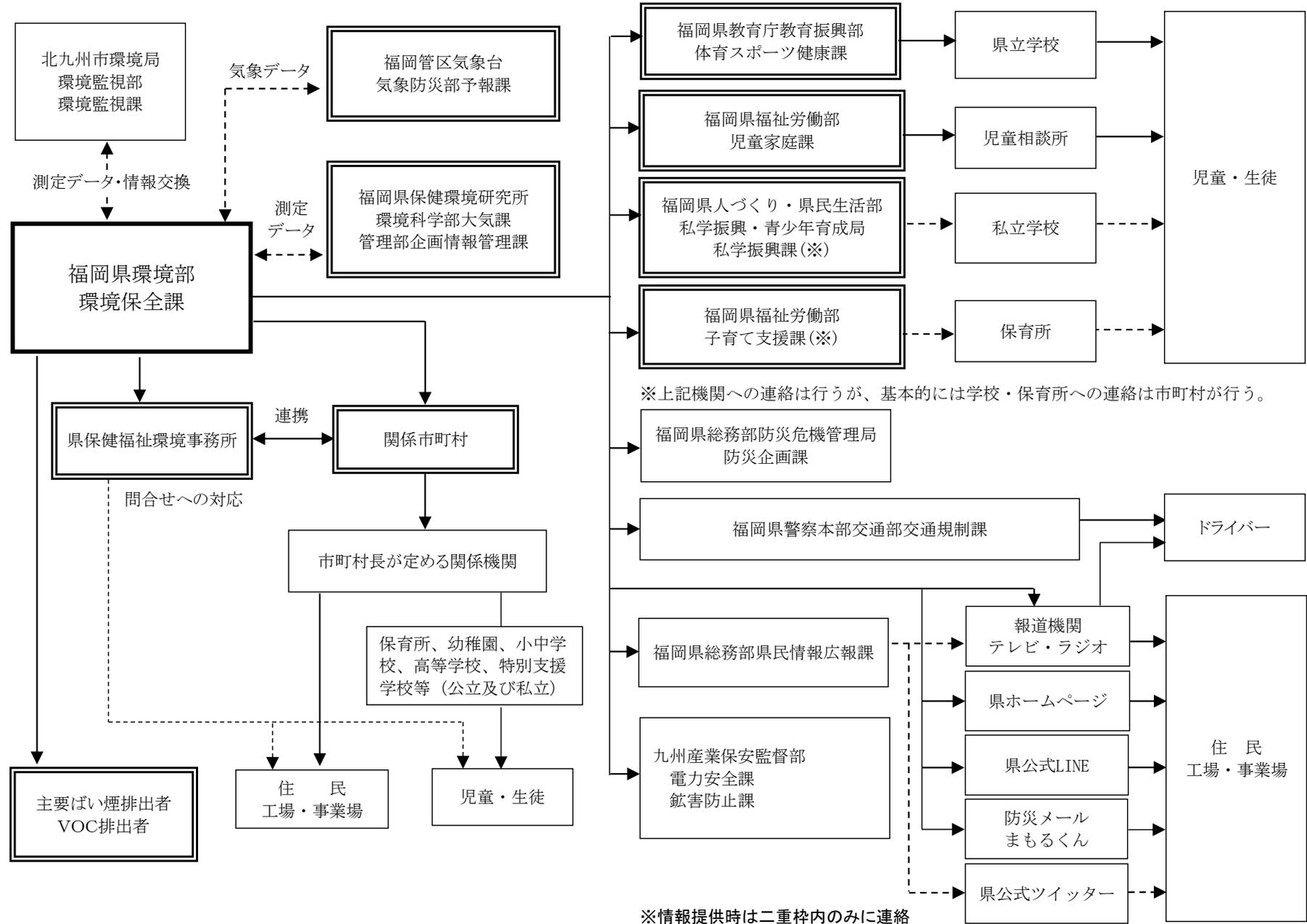
附 則

この要領は、令和3年2月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月17日から施行する。

光化学オキシダント緊急時連絡系統図



別紙様式 1(ばい煙)

別紙様式 1(VOC)

光化学オキシダント緊急時削減計画届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者名

電子メール

光化学オキシダントに関する緊急時の削減計画を、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※	整理番号	
工場又は事業場の所在地		※	受理年月日	
緊急時の削減計画	別紙のとおり	※	審査結果	
		※	備考	
緊急時の連絡先		担当部課名	担当者氏名(正副)	電話番号 (FAX番号)
		平日	昼間	()
		平日	夜間	()
		休日	昼間	()
		休日	夜間	()

注 ※印の欄には、記入しないこと。

削減計画総括表(ばい煙)

		燃原料別使用量 (L/h, kg/h, m ³ /h)	窒素酸化物量 (m ³ /h)	削減率 (%)
通常時				
緊急時	注意報			%
	警報			%
	重大警報			%

- 備考
- 1 全ばい煙発生施設についての燃原料使用量及び窒素酸化物量について記入すること。
 - 2 通常時の欄は、前年度の実績を参考にして、当該年度3月～9月までの平均的な値を記入すること。
 - 3 緊急時の欄は、各区分ごとに、原則として次のとおり窒素酸化物排出量を削減するものとする。

[注意報	……	20%
	警報	……	30%
	重大警報	……	40%

緊急時の削減計画表(施設別)

削減等 ① 施設名	② 通常時		③ 削減措置の具体的方法	窒素酸化物 削減量(m ³ /h)	④ 措置の確認方法	備 考
	燃原料別使用量 (L/h, kg/h, m ³ /h)		注意 報			
	排出ガス量(m ³ /h)	湿り	警 報			
		乾き				
	窒素酸化物濃度(ppm)		重 大 警 報			
窒素酸化物量(m ³ /h)						
	燃原料別使用量 (L/h, kg/h, m ³ /h)		注意 報			
	排出ガス量(m ³ /h)	湿り	警 報			
		乾き				
	窒素酸化物濃度(ppm)		重 大 警 報			
窒素酸化物量(m ³ /h)						
	燃原料別使用量 (L/h, kg/h, m ³ /h)		注意 報			
	排出ガス量(m ³ /h)	湿り	警 報			
		乾き				
	窒素酸化物濃度(ppm)		重 大 警 報			
窒素酸化物量(m ³ /h)						

- 備考
- ① 施設の欄は、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げるばい煙発生施設であって本削減計画に係わるものを記入すること。
 - ② 通常時の欄は、前年度の実績を参考にして、当該年度3月～9月までの平均的な値を記入すること。
 - ③ 排出ガス量は、温度が零度であって圧力が1気圧の状態における量に換算したものとする。
 - ④ 削減措置の具体的方法の欄は、燃料の削減、窒素酸化物排出量の低減方法及び施設使用の停止等、各施設で行う措置の内容を具体的に記入すること。
 - ⑤ 措置の確認方法の欄は、燃料計の記録、窒素酸化物自動測定機の記録、ボイラー日誌等、立入検査の際確認できる方法を記入すること。

別紙 (VOC)

削減計画表

	VOCの排出施設又は排出工程 (削減計画に係るもの)	① VOC使用量	② 排出ガス量 (湿り最大)	③ VOC濃度
通常時		L/h	m ³ /h	ppmC

		削減対象 (①、②、③)	削減措置内容	削減率	措置の確認方法
緊急時	注意報			%	
	警報			%	
	重大警報			%	
時	※ 特記事項				

- 備考
- 通常時の欄は、VOCを排出する施設又は排出する工程のうち、削減計画に係るものについて記載すること。
①～③については、前年度3～9月までの実績等を参考にして、平均的な値を記入すること。
 - 緊急時の削減対象の欄は、削減しようとする対象について、①VOC使用量、②排出ガス量、③VOC濃度のうち該当する番号を全て記載すること。
 - 排出ガス量は、温度が零度であって圧力が1気圧の状態における量に換算したものとする。
 - 緊急時における措置は、原則として次のとおりVOCの排出量又は使用量を削減するものとする。

}	注意報	…… 通常量よりも削減
	警報	…… 20%
	重大警報	…… 30%
 - 措置の確認方法の欄は、機械運転記録、運転日誌等、立入検査の際確認できる方法を記入すること。
 - 特記事項の欄は、規定の削減率を達成できない場合、その理由等を記載すること。

別紙様式 2(ばい煙)

別紙様式 2(VOC)

光化学オキシダント緊急時削減実施報告書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者名

電子メール

光化学オキシダントに関する緊急時(注意報、警報、重大警報)の削減実施結果を報告します。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地		※ 受理年月日	
緊急時の削減計画	別紙のとおり	※ 審査結果	
		※ 備考	

注 ※印の欄には、記入しないこと。

別紙(ばい煙)

光化学オキシダント緊急時削減実施報告書

発令月日	年 月 日	受 信 状 況	発令		受信者	発 令 時		解 除 時	
			時	分		役職名			
発令内容	報		解除			氏 名			
①	施 設 名							合 計	備 考
② 通 常 時	燃原料別使用量(L/h, kg/h, m ³ /h)								
	排出ガス量(m ³ /h)								
	窒素酸化物量(m ³ /h)								
③ 一 発 令 前 値	時	燃 原 料 別 使 用 量							
	時	排 出 ガ ス 量							
	時	窒 素 酸 化 物 量							
削 減 実 施 状 況	時	燃 原 料 別 使 用 量							
		排 出 ガ ス 量							
		窒 素 酸 化 物 量							
	時	燃 原 料 別 使 用 量							
		排 出 ガ ス 量							
		窒 素 酸 化 物 量							
時	燃 原 料 別 使 用 量								
	排 出 ガ ス 量								
	窒 素 酸 化 物 量								

- 備考
- ① 施設名の欄には、削減計画書に掲げたすべての施設を記入すること。
 - ② 通常時の欄には、削減計画書に掲げた数値を記入すること。
 - ③ 排出ガス量は、温度が零度であって圧力が1気圧の状態における量に換算したものとする。
 - ④ 削減状況を確認できる資料を添付すること。(燃料計の記録の写し、ボイラー日誌の写し、窒素酸化物自動測定機の記録の写し等)

別紙(VOC)

光化学オキシダント緊急時削減実施報告書

発令月日	年 月 日	受 信 状 況 報	発令	時	分	受 信 者	発 令 時		解 除 時			
			解除	時	分		役職名					
発令内容							氏 名					
措 置 内 容			I		II		III		備 考			
①	削減措置を講じた施設・工程											
②	削減措置を講じた時間		時	分	～	時	分	時	分	～	時	分
③	削減措置の内容											
④	削減率											

備考 ① 削減措置の内容欄には、講じた削減措置の内容を具体的に記入すること。

② 削減状況を確認できる資料を添付すること。(機械運転記録、運転日誌の写し等)

光化学オキシダントによる被害受付票（個人用）

届出者氏名			
連絡先		TEL - -	
被害者	被害者氏名		
	性別・年齢	(1) 男 (2) 女	才
	住所	TEL - -	
	区分	(1) 保育園児 (2) 幼稚園児 (3) 小学生 (4) 中学生 (5) 高校生 (6) 一般 (7) その他	
被害状況	発生日時	年 月 日 午前 時 分ごろ 午後	
	発生場所	(1) 屋内 (2) 屋外	
		次欄は住所と異なる場合のみ記入	
	発生状況	(1) 運動中 (2) 休息中 (3) 仕事中 (4) その他	
	症状	(1) 目がいたい (2) 涙がでる (3) 喉がいたい (4) 咳がでる (5) 声がかすれる (6) 鼻がいたい (7) 息苦しい (8) 頭がいたい (9) 胸が苦しい (10) 吐気がする (11) 手足のしびれ (12) その他	
処置	(1) 洗眼 (2) うがい (3) 屋内に入る (4) 安静 (5) 帰宅 (6) 受診 (7) 入院 (8) その他		
	医療機関名 (6)・(7)の場合記入		
受付機関名			
受付者氏名		受付 日時	月 日 時 分

別紙様式 3

光化学オキシダントによる被害受付票（団体用）

届 出 団 体	団体名			
	団体区分	(1)保育園 (2)幼稚園 (3)小学校 (4)中学校 (5)高校 (6)その他		
	届出者氏名			
団 体	所在地			
	連絡先	TEL - -		
被 害 状 況	被害者性別人数	(1)男 人 (2)女 人	合計	人
	発生日時	年 月 日	午前 時 分 午後 時 分	ごろ
	発生場所	(1)屋内 (2)屋外		
		次欄は所在地と異なる場合のみ記入		
	発生状況	(1)運動中 人 (2)授業中 人 (3)その他 人		
	症 状	(1)目がいたい 人 (2)涙がでる 人 (3)喉がいたい 人		
		(4)咳がでる 人 (5)声のかすれ 人 (6)鼻がいたい 人 (7)息苦しい 人 (8)頭がいたい 人 (9)胸が苦しい 人 (10)吐気がする 人 (11)手足のしびれ 人 (12)その他 人		
処 置	(1)洗眼 人 (2)うがい 人 (3)屋内に入る 人 (4)安静 人 (5)帰宅 人 (6)受診 人 (7)入院 人 (8)その他 人			
	医療機関名 (6)・(7)の場合記入			
受付機関名				
受付者氏名		受付 日時	月 日 時 分	